

「企業版ふるさと納税制度」

企業版ふるさと納税制度とは

企業版ふるさと納税制度とは、企業が地方公共団体の地方創生の取り組みに対して寄付を行った場合に、最大で寄付金の約90%分の法人税等が軽減される制度です。寄付の対象は、認定を受けた地方公共団体が作成した地方創生に係る事業です。寄附金の取り扱いについては、全額損金算入され、法人事業税等において20%相当額、法人住民税において40%相当額が税額控除されます。実質的に企業が負担する金額は寄付金額の約10%となります。令和2年度の税制改正により、寄付金額の最大約60%であった税額軽減が、約90%に拡充されています。

※認定を受けている地方公共団体の数：46道府県1,376市町村（令和4年4月1日時点）

～イメージ～

損金算入分	税額控除分		企業負担分
国税+地方税 (約30%)	法人事業税等 (約20%)	法人住民税+ 法人税※ (約40%)	控除対象外 (約10%)

※法人住民税において40%相当額を控除できない場合は、寄附金額の10%を限度として法人税から控除されます。

個人版ふるさと納税制度との違い

	企業版	個人版
自己負担額	最小で寄附額の10%	2,000円
最低寄附金額	100,000円	なし
返礼品	なし（禁止）	あり
寄付先	本社が所在する都道府県、市区町村 以外	どこでも可（※居住自治体への寄付の場合、返礼品を受け取れせん。）

メリット

企業版ふるさと納税制度のメリットとしては、上記で述べた寄附額の約90%分の法人税等が軽減されるだけでなく、寄附による社会貢献を通じた法人のイメージアップや認知度の向上、地方公共団体とのパートナーシップの構築、地方公共団体との新規事業展開といった点が挙げられます。

手続き及び申告

- ①本社が所在する都道府県、市区町村**以外**の自治体のHP等で寄付の申し込みを行います。
- ②寄付後、その寄付に係る受領書を法人税の確定申告書等に添付し、書類を保存することにより法人税において税額控除等を受けることができます。